

第1 農地等の権利移動の関係

1 法第3条第1項の許可申請手続

(1) 許可申請書は、様式第1号によるものとし、農業委員会へ提出する。

なお、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第43条第1項に規定する届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供される土地（以下「高度化施設用地」という。）は、「農地」と同様に取り扱われることに留意すること。また、高度化施設用地への法の適用においては、「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について」（平成30年11月20日付け30経営第1796号農林水産省経営局長通知）に留意すること。

(2) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）第10条第1項ただし書に該当して単独で許可申請できる場合の申請者は次のとおりである。

ア 強制競売、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。以下「競売」という。）又は公売によって農地等の権利を取得しようとする場合には、その買受人

イ 遺贈その他の単独行為によって農地等の権利が設定され又は移転される場合には、その単独行為をする者（例えば、遺贈の場合には、遺言者又はその相続人若しくは遺言執行者）

ウ 則第10条第1項第2号に該当する場合には、権利を取得しようとする者

(3) 許可申請書に則第10条第2項第10号の「その他参考となるべき書類」（営農計画書、損益計算書の写し、総会議事録の写し等）を添付させる場合には、申請負担軽減の観点から、特に次のことに留意する。

ア 許可申請書の記載事項の真実性を裏付けるために必要不可欠なものであるかどうか

イ 申請の却下又は許可若しくは不許可の判断に必要な不可欠なものであるかどうか

ウ 既に保有している資料と同種のものでないかどうか

2 申請の処理

許可申請書の提出があった場合には、次により処理する。

(1) 許可申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、その申請が適法なものであるかどうか、法第3条の規定に違反しないかどうか、及び「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第3に規定する許可基準に該当しないかどうかを判定する。この場合において、申請者又はその世帯員等が法第3条第1項本文に掲げる権利を有している農地等に他の農業委員会の区域内にある農地等が含まれている場合は、当該区域を管轄する農業委員会と連携してその実情を確認する。

(2) (1)の判定によりその申請の却下又は許可若しくは不許可を決定し、指令書（様式第2号）を申請者（当事者の連署による申請にあっては、その双方の申請者）に交付する。

(3) (2)の処分をしたときは、当該処分について、その内容、その目的となった権利の設定又は移転の種類等に応じて必要な区分をし、その区分ごとに許可申請書を指令書の写しとともに整理して保管する。

(4) 申請書の記載要領は次のとおりとする。

ア 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）する。

イ 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載する。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載する。

ウ 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付する。

エ 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載する。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載する。

オ 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載する。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地である。

カ 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載する。

キ 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等とする。「家畜」とは、牛、豚、鶏等とする。

ク 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載する。

ケ 備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合に〇を記載する。

(5) 本人確認に係る留意事項

ア 申請者（代理人）が窓口申請書類を持参する場合、申請者（代理人）の本人確認のため次のいずれかの書類を提示する。

【1点でよいもの】

運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等

【2点必要なもの】

健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等

イ 必要に応じて農業委員会が申請者に電話等で申請書の内容について確認す

る。

3 標準的な事務処理期間

法第3条第1項の許可事務に係る標準的な事務処理期間は、30日間とする。

4 法第3条第1項第13号又は第14号の2の届出関係

(1) 届出手続

ア 届出書は、様式第3号又は第4号による。

イ 1の(2)の規定は、単独で届出ができる場合に準用する。

ウ 届出書に則第13条第2項第4号の「その他参考となるべき書類」を添付させる場合には、負担軽減の観点から、1の(3)のアからウまでに準ずる。

(2) 法第3条第1項第13号の届出の記載要領は次のとおりとする。

ア 本文には所要の権利および設定、移転の別を記載する。

イ 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

ウ 「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載する。

エ 「権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を記載する。

(3) 法第3条第1項第14号の2の届出の記載要領は次のとおりとする。

ア 「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載する。

イ 「取得しようとする農地中間管理権の種別」には該当する権利にレ点を記載する。

ウ 「農地中間管理権の取得に係る契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を記載する。

(4) 届出の処理

ア 届出書の提出があったときは、速やかに届出に係る農地等の権利移動が農地中間管理機構が農地売買等事業又は農地中間管理事業の実施により農地等

の権利を取得するものであるかどうか、届出書の法定記載事項が記載されているかどうか及び添付書類が具備されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定する。

イ 届出を受理したときは遅滞なく受理通知書（様式第5号）をその届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付けてその旨をその届出者に通知する。

ウ イの規定により受理通知書を交付し、又は受理しない旨の通知をしたときは、2の(3)と同様に関係書類を保管する。

(5) 本人確認に係る留意事項

ア 申請者（代理人）が窓口申請書類を持参する場合、申請者（代理人）の本人確認のため次のいずれかの書類を提示する。

【1点でよいもの】

運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等

【2点必要なもの】

健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等

イ 必要に応じて農業委員会が申請者に電話等で申請書の内容について確認する。

(6) 事務処理上の留意事項

ア 届出書の提出があったときは、直ちに、届出者に対し、法第3条第1項第13号又は第14号の2の届出は農業委員会において適法に受理されるまでは届出の効力が発生しないことを十分説明し、受理通知書の交付があるまでは事実上権利取得が行われたと等しい行為が行われることのないよう指導する。

イ (4)の規定による事務処理に当たっては、届出に係る農地等の利用関係について現に紛争が生じている場合を除き、農業委員会の事務局長に専決処理させること等により迅速な事務処理を行う体制を整備するものとする。

なお、専決処理する場合には、総会の議を経てあらかじめ事務処理規程を

作成しておくものとするが、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の月例総会に報告する。

5 信託関係

(1) 信託関係の処理

ア 農業協同組合又は農地中間管理機構における農地等の信託契約の締結、信託財産の貸付け又は売渡し、信託の終了等に伴う当該農業協同組合又は農地中間管理機構からの通知等を簿冊に整理するとともに信託に係る農地等の権利の設定、移転、解除、解約等信託財産についての権利の変動に関し、あらかじめ備えた信託関係整理簿（様式第6号）に記入しておく。

イ 信託財産の貸付け又は売渡しの適格者の選定につき農業協同組合又は農地中間管理機構から意見を求められたときは、当該信託財産の借受又は買受申入者の全てについて経営規模、経営の状況、経営能力等を審査し、必要に応じて実情調査を行い、法第3条第2項各号に該当しないかどうか、及び効率的かつ安定的な農業経営の育成、農業経営の協業化の促進、農地の集団化等の面からみて、その意見を通知する。

ウ 必要があるときは、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）第35条第1項の規定により農業協同組合又は農地中間管理機構につき信託財産の処理状況を調査する。

(2) 信託関係整理簿の記載要領

ア 土地及び立木は1筆ごとに、工作物は1件ごとに、それぞれ1行あけて記載する。

イ 信託契約1件ごとに、原則として、1行あけて列記する。

ウ 「信託の種類」は売渡、貸付のいずれか、又は両方に○を付す。

エ 「申請番号」は法第3条の許可申請受付番号を記載する。

オ 「耕作面積」はそれぞれ信託契約又は許可前の状態による。

第2 農地等の権利取得の届出の関係

1 法第3条の3の届出関係

届出書は、様式第7号による。

2 届出書の記載要領

- (1) 本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載する。
- (2) 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- (3) 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載する。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載する。
- (4) 「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載する。
- (5) 「権利を取得した事由」には、相続（遺産分割、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載する。
- (6) 「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定（見込み）の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載する。
- (7) 「農業委員会によるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうか記載する。

3 届出の処理

- (1) 届出書の提出があつたときは、速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定する。
- (2) 届出を受理したときは遅滞なく受理通知書（様式第8号）をその届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付けてその旨をその届出者に通知する。
- (3) 本人確認に係る留意事項
 - ア 申請者（代理人）が窓口申請書類を持参する場合、申請者（代理人）の本人確認のため次のいずれかの書類を提示する。

【1点でよいもの】

運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等

【2点必要なもの】

健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等

イ 必要に応じて農業委員会が申請者に電話等で申請書の内容について確認する。

4 事務処理上の留意事項

第1の4の(5)のイの規定は、農業委員会が法第3条の3の届出に関する事務処理を行う場合に準用する。

第3 農地等の賃貸借の解約等の関係

1 法第18条第1項の賃貸借の解約等の許可

(1) 許可申請手続

ア 許可申請は、様式第9号による。

イ 許可申請書に則第64条第3項第3号の「その他参考となるべき書類」（賃貸借契約書の写し、農地転用事業計画書等）を添付させる場合には、申請負担軽減の観点から、特に第1の1の(3)のアからウまでに留意する。

(2) 申請書の記載要領

ア 記の4及び5には、「解除」等該当する用語を記載する。

イ 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、記の1の「賃貸借の当事者の氏名等」の備考欄に主たる業務の内容を記載する。

ウ 記の3の「賃貸借契約の内容」は様式通り記載し、賃貸借契約書の写しを添付するが、賃貸借契約書のない場合には、賃貸借契約の時期、契約の期間、年額の借賃（借賃として定額の金銭以外のものを定めている場合にはそのものを金銭に換算した額を併記する。）土地改良費、修繕費、その他の負担区分等の契約内容につき、詳細に記入することとする。

エ 記7の(2)について現に使用しているものについて記入し、その性能等をできる限り詳細に記入する。また、法人にあっては固定資産税額、市町村民税

の所得決定額は、法人について課される額を記入し、その他として法人税、事業税について記入する。

オ 記の 9 は、信託事業に係る信託財産について行われる場合には、信託による貸付終了年月日を、また、その賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存していた場合には、その賃貸借の開始年月日、信託契約を行った年月日及び信託契約終了年月日を記入する。

(3) 申請書には次に掲げる書類を添付する。

ア 土地の登記事項証明書

イ 規則第 6 4 条第 1 項ただし書の規定により連署しないで申請書を提出する場合には、規則第 1 0 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に該当することを証する書面

ウ その他参考となるべき書類

(4) 申請の処理

ア 許可申請書の提出があった場合には、その記載事項及び添付書類を審査するとともに必要に応じ実情を調査し、その申請が適法なものであるかどうか（この場合、許可申請書の提出日について則第 6 4 条第 2 項、更新拒絶をしようとする日について法第 1 7 条の制限があることに留意する。）及び法第 1 8 条第 2 項各号に該当するかどうかを検討する。

なお、この場合において、許可申請書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求める。

イ アの検討によりその申請の却下又は許可若しくは不許可について意見を決定し、指令書（様式第 1 0 号）を申請者（当事者の連署による申請にあっては、その双方の申請者）に交付する。この場合において、許可しようとする事案については、あらかじめ、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴かなければならない。

(5) 本人確認に係る留意事項

ア 申請者（代理人）が窓口で申請書類を持参する場合、申請者（代理人）の本人確認のため次のいずれかの書類を提示する。

【1点でよいもの】

運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等

【2点必要なもの】

健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等

イ 必要に応じて農業委員会が申請者に電話等で申請書の内容について確認する。

2 法第18条第6項の貸借の解約等の通知

(1) 通知書は、様式第11号による。

(2) 通知書の記載要領

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

(3) 通知書には、次に掲げる書類を添付する。

ア 土地の登記事項証明書

イ 貸借の解約の申入れ、合意による解約又は貸借の更新をしない旨の通知が、法第18条第1項第1号に該当して同項の許可を要しないで行われた場合には、信託契約書の写し

ウ 合意による解約が行われた場合には、貸借の当事者間において法第18条第1項第2号の規定による合意が成立したことを証する書面又は民事調停法による農事調停の調書の謄本

エ 貸借の更新をしない旨の通知が、法第18条第1項第3号に該当して同項の許可を要しないで行われた場合には、当該貸借契約書の写し

オ その他参考となるべき書類

(4) 通知書に則第68条第3項第5号の「その他参考となるべき書類」を添付させる場合には、負担軽減の観点から、第1の1の(3)のアからウまでに準ずる。

(5) 通知書を受理した場合にはその記載の内容に誤りがないかどうか及びその貸借の解約の申入れ等が法第18条第1項の許可を受けることを要しないものであるかどうかを審査する。

(6) (5)の審査によりその貸借の解約の申入れ等が法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を受けることを要しないものに該当しないと認めるとき

は、直ちに様式第12号によりその賃貸借の当事者にその旨を通知する。

(7) 本人確認に係る留意事項

必要に応じて農業委員会が通知者に電話等で通知書の内容について確認する。

第4 その他

この要領に定めのない取扱等については、国の事務処理要領等によるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年9月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日の前日までに、農地法第3条又は第18条の規定によりされた許可の申請に係る許可及び届出に係る受理については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。